

京都市野外活動施設京北山国の家条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年1月5日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第14号

京都市野外活動施設京北山国の家条例施行規則の一部を改正する規則

第1条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条中「第5条」を「第6条」に、「使用の」を「利用の」に、「使用許可申請書」を「利用許可申請書」に、「教育長」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改める。

第2条中「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用日」を「利用日」に改める。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「教育長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改める。

第4条の見出しを「(利用期間)」に改め、同条中「使用」を「利用」に改める。

第5条中「第10条第1項」を「第11条第1項」に、「教育長」を「指定管理者」に改める。

附則中第2項から第4項までを削る。

別記様式備考以外の部分中「使用許可申請書」を「利用許可申請書」に、「京都市教育委員会教育長」を「指定管理者」に、「使用目的」を「利用目的」に、「使用期間」を「利用期間」に、「使用人員」を「利用人員」に、「使用施設」を「利用施設」に、「使用日」を「利用日」に、「使用施設名」を「利用施設名」に、「使用料」を「利用料金」に、「(宿泊のための使用)」を「(宿泊のための利用)」に、「高等専門学校の生徒」を「高等専門学校の学生」に、「(宿泊以外の使用)」を「(宿泊以外の利用)」に改め、別記様式備考中「使用施設」を「利用施設」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の京都市野外活動施設京北山国の家条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この規則の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、この規則による改正後の京都市野外活動施設京北山国の家条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。
- 3 この規則の施行の日前に改正前の規則の規定による許可を受けたものは、改正後の規則の規定による許可を受けたものとみなす。

(教育委員会事務局指導部生徒指導課)